

令和 7 年 北秋田市議会第 1 回臨時会提出事件

番 号	事件番号	事 件 名
1	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
2	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
3	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号））
4	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 6 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号））
5	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号 令和 6 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 4 号））
6	承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号 令和 6 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 5 号））
7	議案第 42 号	北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 43 号	令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）
9	同意第 2 号	北秋田市教育委員会委員の任命について
10	同意第 3 号	北秋田市監査委員の選任について
11	同意第 4 号	北秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
12	同意第 5 号	北秋田市綴子財産区管理委員の選任について
13	同意第 6 号	北秋田市七日市財産区管理委員の選任について
14	同意第 7 号	北秋田市前田財産区管理委員の選任について

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて(専決第 2 号 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 119 号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和 7 年総務省令第 30 号)が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 北秋田市市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

北秋田市条例第 号

北秋田市市税条例の一部を改正する条例

北秋田市市税条例（平成17年北秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第33条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第35条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第61条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第79条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第85条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第86条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第131条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第8条の2第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条第4項中「法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定により改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）」に改める。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）

の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなさ

れるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の北秋田市市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の北秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第79条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、北秋田市市税条例第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 北秋田市市税条例第90条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2）に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（北秋田市入湯税条例の一部改正）

第7条 北秋田市入湯税条例（平成17年北秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(資料) 北秋田市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を北秋田市公告式条例（平成17年北秋田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____北秋 田市公告式条例（平成17年北秋田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に <u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。
(納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u> _____ 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>
(所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u>	(所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <u>又は扶養控除額</u> を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(市民税の申告)	(市民税の申告)

改正後	改正前
第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略） 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に	第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額 の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略） 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に

改正後	改正前
有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 （4） （略） 2～6 （略）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 扶養親族_____の氏名 （4） （略） 2～6 （略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____を有する

改正後	改正前
者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２） （略） （３） 扶養親族又は特定親族の氏名 （４） （略） ２～５ （略） （施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第61条の２ 施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （１） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４） （略） ２ （略） （種別割の税率） 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車	者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２） （略） （３） 扶養親族_____の氏名 （４） （略） ２～５ （略） （施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第61条の２ 施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （１） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４） （略） ２ （略） （種別割の税率） 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車

改正後	改正前
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> <u>オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u> (2)・(3) (略)	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> <u>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u> (2)・(3) (略)
(種別割の減免) 第85条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の種別割の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別	(種別割の減免) 第85条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の種別割の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別

改正後	改正前
するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略)	するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力_____ (6)～(8) (略) 3 (略)
(身体障害者等に対する種別割の減免) 第86条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、既にこの項</u>	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第86条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は_____身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示</u> _____するとともに、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、既にこの項

改正後	改正前
の規定による申請書の提出に基づく前年度の種別割の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において、「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) (特別土地保有税の減免) 第131条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) 附 則	の規定による申請書の提出に基づく前年度の種別割の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び 有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (特別土地保有税の減免) 第131条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) 附 則

改正後	改正前
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 (略) 2～13 (略) 14 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 15 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 16・17 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 (略) 2～13 (略) 14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15</u> (略) <u>16</u> (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 (略) 2～13 (略) 14 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 15 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 16・17 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 (略) 2～13 (略) <u>14</u> (略) <u>15</u> (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産

改正後	改正前
税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)第1条の規定により改正前の地方税法(以下「令和7年改正前の法」という。)</u>第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について<u>法</u> 第349 条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
5 (略)	5 (略)
<u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u>	

改正後	改正前
<u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

(資料) 北秋田市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第7条関係】 北秋田市入湯税条例（平成17年北秋田市条例第63号）の一部改正

改正後	改正前
(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第10条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第10条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)

【承認第 1 号資料】 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の概要

1. 公布された法令

- ・地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）
- ・地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）
- ・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 30 号）

2. 趣旨・目的

地方税法の改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

3. 主な改正概要

- （1） 【軽自動車税種別割】 2 輪車の車両区分の見直し（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）
- 総排気量 125cc 以下で最高出力 4.0kw(50cc 相当)以下に制御したバイク(新基準原付)に係る軽自動車税種別割の税額を年額 2,000 円とする。

総排気量	最高出力	現行税額	改正後税額
125cc 以下	4.0kw 以下	—	2,000 円／年
50cc 以下	—	2,000 円／年	2,000 円／年
50cc 超 90cc 以下	—	2,000 円／年	2,000 円／年
90cc 超 125cc 以下	—	2,400 円／年	2,400 円／年

- （2） 【固定資産税】長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額減額措置に係る手続の見直し（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）
- 区分所有者に加え管理組合の管理者等も手続することを可能とする。

- （3） 【個人住民税】給与所得控除の最低保証額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設（施行日：令和 8 年 1 月 1 日）
- 令和 7 年分所得に係る令和 8 年度分の個人住民税から適用する。

- ① 給与所得控除の最低保証額について、65 万円（現行 55 万円）に引き上げ
 - ② 特定扶養控除に関し、控除対象となる 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも控除額が段階的に逡減する仕組みを導入
 - ③ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58 万円（現行 48 万円）に引き上げ
- (4) 【市たばこ税】加熱式たばこの課税に関する見直し（施行日：令和 8 年 4 月 1 日）
- 加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しを行う。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

北秋田市条例第 号

北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北秋田市国民健康保険税条例（平成17年北秋田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第28条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の北秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(資料) 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,000円 （イ） 特定世帯 5,500円 （ウ） 特定継続世帯 8,250円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,500円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円 （イ） 特定世帯 1,250円 （ウ） 特定継続世帯 1,875円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,500円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円 （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,000円 （イ） 特定世帯 5,500円 （ウ） 特定継続世帯 8,250円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,500円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円 （イ） 特定世帯 1,250円 （ウ） 特定継続世帯 1,875円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,500円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円 （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

改正後	改正前
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円 (イ) 特定世帯 2,200円 (ウ) 特定継続世帯 3,300円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,000円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円 (イ) 特定世帯 500円 (ウ) 特定継続世帯 750円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,400円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円 2・3 (略)	次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円 (イ) 特定世帯 2,200円 (ウ) 特定継続世帯 3,300円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,000円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円 (イ) 特定世帯 500円 (ウ) 特定継続世帯 750円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,400円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円 2・3 (略)

【承認第 2 号資料】 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1. 公布された法令

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）

2. 趣旨・目的

地方税法施行令の改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

3. 改正概要

（1） 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

基礎課税額に係る課税限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円から 26 万円に引き上げる。

区分	改定前	改定後	差額
基礎課税額	65 万円	66 万円	＋ 1 万円
後期高齢者支援金等課税額	24 万円	26 万円	＋ 2 万円
介護納付金課税額	17 万円	17 万円	増減なし
合計	106 万円	109 万円	＋ 3 万円

（2） 国民健康保険税の軽減措置の拡充

軽減措置について、5 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、2 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 54 万 5,000 円から 56 万円に引き上げる。

4. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計
補正予算（第 12 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和7年3月31日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

専決第4号

令和6年度 北秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385,902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,443,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月31日 専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河田 浩文

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地 方 譲 与 税		380,851	5,310	386,161
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	57,865	509	58,374
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	189,410	△10,765	178,645
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	10,342	1,564	11,906
	4 森 林 環 境 譲 与 税	123,234	14,002	137,236
3 利 子 割 交 付 金		647	238	885
	1 利 子 割 交 付 金	647	238	885
4 配 当 割 交 付 金		6,715	4,095	10,810
	1 配 当 割 交 付 金	6,715	4,095	10,810
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,561	11,179	16,740
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,561	11,179	16,740
7 地 方 消 費 税 交 付 金		740,200	45,323	785,523
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	740,200	45,323	785,523
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,904	454	6,358
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,904	454	6,358
9 環 境 性 能 割 交 付 金		17,370	1,542	18,912
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	17,370	1,542	18,912
11 地 方 交 付 税		10,524,773	631,382	11,156,155

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地 方 交 付 税	10,524,773	631,382	11,156,155
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,085	165	2,250
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,085	165	2,250
13 分 担 金 及 び 負 担 金		197,009	△2,282	194,727
	2 負 担 金	190,703	△2,282	188,421
15 国 庫 支 出 金		3,148,606	242,089	3,390,695
	1 国 庫 負 担 金	1,681,974	36,401	1,718,375
	2 国 庫 補 助 金	1,460,995	205,688	1,666,683
16 県 支 出 金		1,871,233	286,800	2,158,033
	2 県 補 助 金	1,053,581	287,707	1,341,288
	3 県 委 託 金	109,535	△907	108,628
17 財 産 収 入		87,463	△15,283	72,180
	2 財 産 売 払 収 入	29,500	△15,283	14,217
18 寄 附 金		1,500,202	3,000	1,503,202
	1 寄 附 金	1,500,202	3,000	1,503,202
19 繰 入 金		1,752,945	△493,265	1,259,680
	2 基 金 繰 入 金	1,622,422	△493,265	1,129,157
21 諸 収 入		681,162	△2,945	678,217

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑 入	331,207	△2,945	328,262
22 市	債	2,147,400	△331,900	1,815,500
	1 市 債	2,147,400	△331,900	1,815,500
歳 入 合 計		28,057,408	385,902	28,443,310

第 1 表 歳出予算補正 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,018,770	△3,502	3,015,268
	1 総務管理費	2,653,458	△3,502	2,649,956
3 民生費		6,604,689	△22,682	6,582,007
	1 社会福祉費	4,176,006	△21,182	4,154,824
	2 児童福祉費	1,861,818	△1,500	1,860,318
4 衛生費		2,688,108	7,212	2,695,320
	1 保健費	377,237	△585	376,652
	5 病院費	1,231,269	7,797	1,239,066
6 農林水産業費		1,052,820	△77,350	975,470
	1 農業費	712,630	0	712,630
	2 林業費	339,040	△77,350	261,690
8 土木費		2,981,420	△11,888	2,969,532
	2 道路橋りょう費	1,881,168	△5,201	1,875,967
	3 河川費	44,230	△5,207	39,023
	5 住宅費	221,716	△1,480	220,236
9 消防費		1,446,115	△332	1,445,783
	1 消防費	1,446,115	△332	1,445,783
10 教育費		2,557,345	△31,156	2,526,189

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	465,793	△9,514	456,279
	2 小 学 校 費	207,721	△935	206,786
	3 中 学 校 費	255,163	△7,023	248,140
	4 義 務 教 育 学 校 費	378,133	△1,146	376,987
	5 社 会 教 育 費	590,513	△12,538	577,975
	6 保 健 体 育 費	660,022	0	660,022
11 災 害 復 旧 費		1,920,696	△19,557	1,901,139
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,007,095	△16,588	990,507
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	881,203	△2,859	878,344
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	12,074	△110	11,964
13 諸 支 出 金		1,341,702	545,157	1,886,859
	2 基 金 費	1,330,837	545,157	1,875,994
歳 出 合 計		28,057,408	385,902	28,443,310

第2表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
住 宅 リ フ ォ ー ム 支 援 事 業	千円 27,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすること ができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助事業	千円 9,900	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。	千円 7,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
秋 田 内 陸 線 災 害 復 旧 事 業	7,700	〃	〃	〃	7,000	〃	〃	〃
北 秋 田 市 保 健 セ ン タ ー 改 修 事 業	13,800	〃	〃	〃	13,200	〃	〃	〃
農 地 中 間 管 理 機 構 関 連 ほ 場 整 備 事 業	25,600	〃	〃	〃	25,300	〃	〃	〃
高 能 率 生 産 団 地 路 網 整 備 事 業	43,400	〃	〃	〃	36,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林 道 改 良 事 業	2,900	〃	〃	〃	2,400	〃	〃	〃
林 道 橋 長 寿 命 化 事 業	1,300	〃	〃	〃	900	〃	〃	〃
公 営 住 宅 建 設 事 業	89,600	〃	〃	〃	88,600	〃	〃	〃
道 路 改 良 事 業	60,000	〃	〃	〃	47,400	〃	〃	〃
道 路 舗 装 補 修 事 業	35,600	〃	〃	〃	35,000	〃	〃	〃
道路舗装長寿命化修繕計画策定事業	9,900	〃	〃	〃	10,000	〃	〃	〃
橋 梁 補 修 事 業	141,000	〃	〃	〃	141,700	〃	〃	〃
幸 屋 線 改 良 事 業	30,000	〃	〃	〃	29,000	〃	〃	〃
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	18,500	〃	〃	〃	13,300	〃	〃	〃
緊 急 浚 渫 推 進 事 業	27,000	〃	〃	〃	26,900	〃	〃	〃
消 防 庁 舎 阿 仁 分 署 建 設 事 業	63,700	〃	〃	〃	43,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
消 防 庁 舎 統 合 分 署 整 備 事 業	81,300	〃	〃	〃	81,000	〃	〃	〃
消 防 団 器 具 置 場 整 備 事 業	7,900	〃	〃	〃	7,500	〃	〃	〃
合川中学校特別教室等エアコン整備事業	58,200	〃	〃	〃	48,800	〃	〃	〃
義 務 教 育 学 校 改 修 事 業	133,400	〃	〃	〃	129,300	〃	〃	〃
阿 仁 体 育 館 整 備 事 業	6,000	〃	〃	〃	6,700	〃	〃	〃
体 育 施 設 集 約 化 事 業	260,500	〃	〃	〃	266,000	〃	〃	〃
農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	172,900	〃	〃	〃	7,800	〃	〃	〃
林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	103,800	〃	〃	〃	5,200	〃	〃	〃
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	299,200	〃	〃	〃	268,900	〃	〃	〃
そ の 他 公 共 施 設 公 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	6,000	〃	〃	〃	5,900	〃	〃	〃

廃止

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業	千円 1,500	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金に ついて、利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすること ができる。
障 害 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業	1,500	〃	〃	〃
ひ と り 親 家 庭 等 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業	1,500	〃	〃	〃

令和6年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	380,851	5,310	386,161
3 利子割交付金	647	238	885
4 配当割交付金	6,715	4,095	10,810
5 株式等譲渡所得割交付金	5,561	11,179	16,740
7 地方消費税交付金	740,200	45,323	785,523
8 ゴルフ場利用税交付金	5,904	454	6,358
9 環境性能割交付金	17,370	1,542	18,912
11 地方交付税	10,524,773	631,382	11,156,155
12 交通安全対策特別交付金	2,085	165	2,250
13 分担金及び負担金	197,009	△2,282	194,727
15 国庫支出金	3,148,606	242,089	3,390,695
16 県支出金	1,871,233	286,800	2,158,033
17 財産収入	87,463	△15,283	72,180
18 寄附金	1,500,202	3,000	1,503,202
19 繰入金	1,752,945	△493,265	1,259,680
21 諸収入	681,162	△2,945	678,217
22 市債	2,147,400	△331,900	1,815,500
歳入合計	28,057,408	385,902	28,443,310

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 総 務 費	3,018,770	△3,502	3,015,268		△3,500	△2,945			2,943
3 民 生 費	6,604,689	△22,682	6,582,007	△13,501	△4,500				△4,681
4 衛 生 費	2,688,108	7,212	2,695,320		△600	3,000			4,812
6 農 林 水 産 業 費	1,052,820	△77,350	975,470	△28,214	△8,400	△14,752			△25,984
8 土 木 費	2,981,420	△11,888	2,969,532	90,838	7,700				△110,426
9 消 防 費	1,446,115	△332	1,445,783		△21,200				20,868
10 教 育 費	2,557,345	△31,156	2,526,189	△7,557	△7,300				△16,299
11 災 害 復 旧 費	1,920,696	△19,557	1,901,139	345,966	△294,100				△71,423
13 諸 支 出 金	1,341,702	545,157	1,886,859						545,157
歳 出 合 計	28,057,408	385,902	28,443,310	387,532	△331,900	△14,697			344,967

2 歳 入

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方揮発油譲与税	57,865	509	58,374	1. 地方揮発油譲与税	509	地方揮発油譲与税 509
計	57,865	509	58,374			

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	189,410	△10,765	178,645	1. 自動車重量譲与税	△10,765	自動車重量譲与税 △10,765
計	189,410	△10,765	178,645			

2 款 地方譲与税

3 項 航空機燃料譲与税

1. 航空機燃料譲与税	10,342	1,564	11,906	1. 航空機燃料譲与税	1,564	航空機燃料譲与税 1,564
計	10,342	1,564	11,906			

2 款 地方譲与税

4 項 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	123,234	14,002	137,236	1. 森林環境譲与税	14,002	森林環境譲与税 14,002
計	123,234	14,002	137,236			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

1. 利子割交付金	647	238	885	1. 利子割交付金	238	利子割交付金 238
計	647	238	885			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

1. 配当割交付金	6,715	4,095	10,810	1. 配当割交付金	4,095	配当割交付金 4,095
計	6,715	4,095	10,810			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	5,561	11,179	16,740	1. 株式等譲渡所得割交付金	11,179	株式等譲渡所得割交付金 11,179
計	5,561	11,179	16,740			

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方消費税交付金	740, 200	45, 323	785, 523	1. 地方消費税交付金	45, 323	地方消費税交付金 45, 323
計	740, 200	45, 323	785, 523			

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

1. ゴルフ場利用税交付金	5, 904	454	6, 358	1. ゴルフ場利用税交付金	454	ゴルフ場利用税交付金 454
計	5, 904	454	6, 358			

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	17, 370	1, 542	18, 912	1. 環境性能割交付金	1, 542	環境性能割交付金 1, 542
計	17, 370	1, 542	18, 912			

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1. 地方交付税	10, 524, 773	631, 382	11, 156, 155	1. 地方交付税	631, 382	特別交付税 631, 382
計	10, 524, 773	631, 382	11, 156, 155			

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	2, 085	165	2, 250	1. 交通安全対策特別交付金	165	交通安全対策特別交付金 165
計	2, 085	165	2, 250			

13 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

4. 農林水産業費負担金	4, 953	△2, 282	2, 671	1. 農林水産業費負担金	△2, 282	森林整備等負担金 △2, 282
計	190, 703	△2, 282	188, 421			

15款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 災害復旧費国庫負担金	429,111	36,401	465,512	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	36,401	公共土木施設災害復旧事業負担金 36,401
計	1,681,974	36,401	1,718,375			

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	482,783	132,537	615,320	1. 総務管理費補助金	132,537	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 132,537
5. 土木費国庫補助金	398,436	91,108	489,544	1. 道路橋りょう費補助金	91,108	防災・安全交付金 10,108 臨時道路除雪事業費補助金 81,000
7. 教育費国庫補助金	76,800	△10,170	66,630	1. 学校教育費補助金	△2,043	学校施設環境改善交付金 △249 公立学校情報機器整備費補助金 △1,794
				2. 社会教育費補助金	△8,127	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △8,127
8. 災害復旧費国庫補助金	25,929	△7,787	18,142	1. 災害復旧事業査定設計委託費等補助金	△7,787	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 △7,787
計	1,460,995	205,688	1,666,683			

16款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	252,906	△4,681	248,225	1. 社会福祉費補助金	△4,681	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金 △4,681
4. 農林水産業費県補助金	230,707	△24,694	206,013	1. 農業費補助金	765	農業委員会交付金 765
				2. 林業費補助金	△25,459	森林整備事業費補助金 △24,347 林道点検診断・保全整備事業補助金 △526 林道改良事業費補助金 △586
6. 土木費県補助金	300	△270	30	1. 住宅費補助金	△270	木造住宅耐震改修等事業費補助金 △270
9. 災害復旧費県補助金	485,929	317,352	803,281	1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	316,784	農地農業用施設災害復旧費補助金 187,953 林業施設災害復旧費補助金 128,831

16款 県支出金

2 項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 公共土木施設災害復旧費補助金	568	局所がけ崩れ対策事業補助金 568
計	1, 053, 581	287, 707	1, 341, 288			

16款 県支出金

3 項 県委託金

5. 教育費委託金	3, 372	△907	2, 465	1. 学校教育費委託金	△907	秋田型部活動支援事業委託金 △907
計	109, 535	△907	108, 628			

17款 財産収入

2 項 財産売払収入

1. 不動産売払収入	21, 896	△15, 283	6, 613	1. 不動産売払収入	△15, 283	立木売払収入 △15, 283
計	29, 500	△15, 283	14, 217			

18款 寄附金

1 項 寄附金

1. 寄附金	1, 500, 102	3, 000	1, 503, 102	3. 企業版ふるさと寄附金	3, 000	企業版ふるさと寄附金 3, 000
計	1, 500, 202	3, 000	1, 503, 202			

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	977, 253	△492, 646	484, 607	1. 財政調整基金繰入金	△492, 646	財政調整基金繰入金 △492, 646
2. 森林経営管理基金繰入金	22, 317	△619	21, 698	1. 森林経営管理基金繰入金	△619	森林経営管理基金繰入金 △619
計	1, 622, 422	△493, 265	1, 129, 157			

21款 諸収入

5 項 雑入

3. 雑入	331, 205	△2, 945	328, 260	1. 雑入	△2, 945	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2, 945
計	331, 207	△2, 945	328, 262			

22款 市債

1 項 市債

1. 総務債	134, 600	△3, 500	131, 100	1. 過疎対策事業債	△2, 800	過疎対策事業債 △2, 800
--------	----------	---------	----------	------------	---------	-----------------

22款 市債

1 項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3. 秋田内陸線災害復旧事業債	△700	秋田内陸線災害復旧事業債 △700
2. 民生債	4,500	△4,500	0	1. 高齢者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				2. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				3. 障害者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
3. 衛生債	51,700	△600	51,100	1. 過疎対策事業債	△600	過疎対策事業債 △600
4. 農林水産業債	76,300	△8,400	67,900	1. 過疎対策事業債	△8,100	過疎対策事業債 △8,100
				2. 辺地対策事業債	△300	辺地対策事業債 △300
				3. 公共事業等債	△19,000	公共事業等債 △19,000
				4. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	19,000	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 19,000
6. 土木債	490,500	7,700	498,200	1. 公営住宅建設事業債	△1,000	公営住宅建設事業債 △1,000
				2. 過疎対策事業債	15,000	過疎対策事業債 15,000
				3. 辺地対策事業債	△1,000	辺地対策事業債 △1,000
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	△5,200	緊急自然災害防止対策事業債 △5,200
				5. 緊急浚渫推進事業債	△100	緊急浚渫推進事業債 △100
7. 消防債	263,100	△21,200	241,900	1. 過疎対策事業債	△20,500	過疎対策事業債 △20,500
				2. 合併特例事業債	△300	合併特例事業債 △300
				4. 緊急防災・減災事業債	△400	緊急防災・減災事業債 △400
8. 教育債	510,400	△7,300	503,100	1. 過疎対策事業債	△9,400	過疎対策事業債 △9,400
				2. 合併特例事業債	2,100	合併特例事業債 2,100

22款 市債

1 項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3. 学校教育施設等整備事業債	△20,400	学校教育施設等整備事業債 △20,400
				4. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	20,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 20,400
9. 災害復旧事業債	597,800	△294,100	303,700	1. 公共土木施設災害復旧事業債	△30,300	公共土木施設災害復旧事業債 △30,300
				2. 農地農業用施設災害復旧事業債	△165,100	農地農業用施設災害復旧事業債 △165,100
				3. 林業施設災害復旧事業債	△98,600	林業施設災害復旧事業債 △98,600
				5. その他公共施設公用施設災害復旧事業債	△100	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △100
計	2,147,400	△331,900	1,815,500			
歳入合計	28,057,408	385,902	28,443,310			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
8. 企画費	855, 597	0	855, 597			△2, 945	2, 945			
10. 地方交通対策費	396, 658	△3, 502	393, 156		△3, 500		△2	18. 負担金、補助及び交付金	△3, 502	秋田内陸縦貫鉄道災害復旧支援事業費補助金 △700 秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助金 △2, 802
計	2, 653, 458	△3, 502	2, 649, 956		△3, 500	△2, 945	2, 943			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	790,685	△8,820	781,865	△8,820				19. 扶助費	△8,820	扶助費 △8,820
2. 老人福祉費	1,247,218	△1,500	1,245,718		△1,500			20. 貸付金	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付金 △1,500
3. 障害者福祉費	1,279,240	△10,862	1,268,378	△4,681	△1,500		△4,681	18. 負担金、補助及び交付金	△9,362	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金 △9,362
								20. 貸付金	△1,500	障害者住宅整備資金貸付金 △1,500
計	4,176,006	△21,182	4,154,824	△13,501	△3,000		△4,681			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3. 母子父子福祉費	11,831	△1,500	10,331		△1,500			20. 貸付金	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金 △1,500
計	1,861,818	△1,500	1,860,318		△1,500					

4 款 衛生費

1 項 保健費

1. 保健総務費	130,016	△585	129,431		△600		15	12. 委託料	△134	外部修繕工事設計委託 △134
								14. 工事請負費	△451	工事請負費 △451
4. 母子保健事業費	25,714	0	25,714			3,000	△3,000			
計	377,237	△585	376,652		△600	3,000	△2,985			

4 款 衛生費

5 項 病院費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 診療所費	223,512	7,797	231,309				7,797	27. 繰出金	7,797	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金 1,053 阿仁診療所特別会計繰出金 8,499 米内沢診療所特別会計繰出金 △1,755
計	1,231,269	7,797	1,239,066				7,797			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1. 農業委員会費	53,875	0	53,875	765			△765			
3. 農業振興費	94,645	0	94,645	△3,520			3,520			
6. 農地費	233,258	0	233,258		△300		300			
計	712,630	0	712,630	△2,755	△300		3,055			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

2. 林業振興費	215,138	△40,441	174,697	△1,112	△8,100		△31,229	1. 報酬	△823	会計年度任用職員報酬	△823
								7. 報償費	△2	報償品	△2
								8. 旅費	△623	費用弁償 職員旅費	△293 △330
								10. 需用費	△10	消耗品費	△10
								11. 役務費	△3	通信運搬費	△3
								12. 委託料	△13,105	林道敷地伐開委託	△7,271
										林道橋梁補修設計委託	△1,064
										林道橋梁点検診断委託	△957
										森林経営管理委託	△876
										森林環境学習指導委託	△13
										植林委託	△3
										慶祝公園環境保全委託	△32
										森林・林業地域連携委託	△1,030
										林内路網整備委託	△1,529
										タブレット型GIS保守委託	△330
								15. 原材料費	△44	植木・苗木等	△44

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18. 負担金、補助 及び交付金	△25, 831	森林情報デジタル化推進事業負担金 △160 北秋田市民有林造林事業費補助金 △18, 708 林業従事者人材確保対策補助金 △2, 818 作業道等維持管理事業費補助金 △3, 869 林道維持管理補助金 △276
3. 造林費	48, 931	△36, 858	12, 073	△24, 347		△14, 133	1, 622	11. 役務費	△654	保険料 △654
								12. 委託料	△35, 804	市有林等造林事業委託 △35, 804
								18. 負担金、補助 及び交付金	△400	分収金 △400
4. 林業施設管 理費	19, 197	△51	19, 146			△619	568	14. 工事請負費	△51	工事請負費 △51
計	339, 040	△77, 350	261, 690	△25, 459	△8, 100	△14, 752	△29, 039			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	1,160,550	0	1,160,550	91,108			△91,108			
3. 道路新設改良費	138,781	△5,201	133,580		△13,600		8,399	14. 工事請負費	△5,201	工事請負費 △5,201
4. 防災対策事業費	575,500	0	575,500		200		△200			
計	1,881,168	△5,201	1,875,967	91,108	△13,400		△82,909			

8 款 土木費

3 項 河川費

1. 河川維持費	34,230	△48	34,182		△100		52	14. 工事請負費	△48	工事請負費 △48
2. 急傾斜地崩壊対策事業費	10,000	△5,159	4,841		△5,200		41	18. 負担金、補助及び交付金	△5,159	急傾斜地崩壊対策事業負担金 △5,159
計	44,230	△5,207	39,023		△5,300		93			

8 款 土木費

5 項 住宅費

1. 住宅総務費	33,346	△1,480	31,866	△1,010	27,400		△27,870	12. 委託料	△480	木造住宅耐震診断委託 △480
----------	--------	--------	--------	--------	--------	--	---------	---------	------	-----------------

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18. 負担金、補助 及び交付金	△1,000	木造住宅耐震改修計画補助金 木造住宅耐震改修補助金	△400 △600
3. 住宅建設費	132,808	0	132,808	740	△1,000		260				
計	221,716	△1,480	220,236	△270	26,400		△27,610				

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,279,665	△88	1,279,577		△20,800		20,712	12. 委託料	△66	旧森吉分署解体工事設計監理委託 △3 旧森吉分署解体工事工事監理委託 △26 旧合川分署解体工事設計監理委託 △3 旧合川分署解体工事工事監理委託 △34
								14. 工事請負費	△22	工事請負費 △22
								12. 委託料	△31	消防器具置場設計委託 △26 消防器具置場設計監理委託 △3 消防器具置場工事監理委託 △2
								14. 工事請負費	△213	工事請負費 △213
2. 非常備消防費	80,318	△244	80,074		△400		156			
計	1,446,115	△332	1,445,783		△21,200		20,868			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

5. 教育助成費	109,346	△1,073	108,273	△907			△166	7. 報償費	△638	謝礼 △638
								8. 旅費	△27	費用弁償 △27
								11. 役務費	△18	保険料 △18
								13. 使用料及び賃借料	△390	自動車借上料 △390
9. 公立学校情報機器整備費	20,658	△8,441	12,217	△1,794			△6,647	13. 使用料及び賃借料	△8,441	OAシステム使用料 △8,441
計	465,793	△9,514	456,279	△2,701			△6,813			

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	189,986	△935	189,051	△312	3,000		△3,623	14. 工事請負費	△935	工事請負費 △935
----------	---------	------	---------	------	-------	--	--------	-----------	------	------------

10款 教育費

2項 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
計	207, 721	△935	206, 786	△312	3, 000		△3, 623				

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	233,087	△7,023	226,064	310	△12,400		5,067	14. 工事請負費	△7,023	工事請負費	△7,023
計	255,163	△7,023	248,140	310	△12,400		5,067				

10款 教育費

4項 義務教育学校費

3. 学校建設費	348,527	△1,146	347,381	△247	△3,400		2,501	14. 工事請負費	△1,146	工事請負費	△1,146
計	378,133	△1,146	376,987	△247	△3,400		2,501				

10款 教育費

5項 社会教育費

2. 文化振興費	85,839	△12,538	73,301	△8,127			△4,411	14. 工事請負費	△12,538	工事請負費	△12,538
3. 公民館費	123,684	0	123,684	2,957			△2,957				
6. 社会教育施設費	35,024	0	35,024	563			△563				
計	590,513	△12,538	577,975	△4,607			△7,931				

10款 教育費

6項 保健体育費

2. 体育館費	179,645	0	179,645		5,500		△5,500				
計	660,022	0	660,022		5,500		△5,500				

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	601,040	△16,588	584,452	187,953	△165,100		△39,441	12. 委託料	△16,588	実施設計委託	△16,588
2. 林業施設災害復旧費	406,055	0	406,055	128,831	△98,600		△30,231				
計	1,007,095	△16,588	990,507	316,784	△263,700		△69,672				

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 公共土木施設災害復旧費	881, 203	△2, 859	878, 344	29, 182	△30, 300		△1, 741	12. 委託料	△2, 859	測量設計委託 △2, 859
計	881, 203	△2, 859	878, 344	29, 182	△30, 300		△1, 741			

11款 災害復旧費

3項 その他公共施設公用施設災害復旧費

1. その他公共施設公用施設災害復旧費	12,074	△110	11,964		△100		△10	14. 工事請負費	△110	工事請負費 △110
計	12,074	△110	11,964		△100		△10			

13款 諸支出金

2項 基金費

8. 森林経営管理基金費	9,683	45,157	54,840				45,157	24. 積立金	45,157	森林経営管理基金積立金 45,157
9. 公共施設解体基金費	500,000	500,000	1,000,000				500,000	24. 積立金	500,000	公共施設解体基金積立金 500,000
計	1,330,837	545,157	1,875,994				545,157			
歳出合計	28,057,408	385,902	28,443,310	387,532	△331,900	△14,697	344,967			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(463) 441	478,080	1,657,024	1,190,489	3,325,593	752,713	4,078,306	常勤職員 407人
補 正 前	(463) 441	478,903	1,657,024	1,190,489	3,326,416	752,713	4,079,129	
比 較	(0) 0	△ 823	0	0	△ 823	0	△ 823	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,677	817	21,299	29,058	9,888	121,984	179	2,664	8,200
	補 正 前	46,677	817	21,299	29,058	9,888	121,984	179	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,097	41,687	446,908	375,627	28,319	34,085	0		
	補 正 前	23,097	41,687	446,908	375,627	28,319	34,085	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(11) 407	0	1,569,021	1,007,452	2,576,473	694,282	3,270,755	
補 正 前	(11) 407	0	1,569,021	1,007,452	2,576,473	694,282	3,270,755	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,677	817	21,299	27,596	9,888	105,333	33	2,664	8,200
	補 正 前	46,677	817	21,299	27,596	9,888	105,333	33	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,001	41,687	357,933	301,380	28,319	32,625	0		
	補 正 前	23,001	41,687	357,933	301,380	28,319	32,625	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(452) 34	478,080	88,003	183,037	749,120	58,431	807,551	
補 正 前	(452) 34	478,903	88,003	183,037	749,943	58,431	808,374	
比 較	(0) 0	△ 823	0	0	△ 823	0	△ 823	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	補 正 前	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	96	0	88,975	74,247	0	1,460	0		
	補 正 前	96	0	88,975	74,247	0	1,460	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

令和6年度 一般会計補正予算（第12号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
21	2	1	8	企画費	その他	△ 2,945	18	21	5	3	雑入	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2,945
21	2	1	10	地方交通対策費	地方債	△ 3,500	18	22	1	1	総務債	過疎対策事業債 △2,800
							19					秋田内陸線災害復旧事業債 △700
21	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	△ 8,820	17	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △8,820 (132,537のうち)
21	3	1	2	老人福祉費	地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	△ 4,681	17	16	2	2	民生費県補助金	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金 △4,681
					地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	3	2	3	母子父子福祉費	地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	4	1	1	保健総務費	地方債	△ 600	19	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 △600
21	4	1	4	母子保健事業費	その他	3,000	18	18	1	1	寄附金	企業版ふるさと寄附金 3,000
22	6	1	1	農業委員会費	国県支出金	765	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業委員会交付金 765
22	6	1	3	農業振興費	国県支出金	△ 3,520	-	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △3,520 (0のうち)
22	6	1	6	農地費	地方債	△ 300	19	22	1	4	農林水産業債	辺地対策事業債 △300
												公共事業等債 △19,000 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 19,000
22	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△ 1,112	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	林道点検診断・保全整備事業補助金 △526 林道改良事業費補助金 △586
					地方債	△ 8,100	19	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 △8,100
23	6	2	3	造林費	国県支出金	△ 24,347	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	森林整備事業費補助金 △24,347
					その他	△ 14,133	16	13	2	4	農林水産業費負担金	森林整備等負担金 △2,282
							18	17	2	1	不動産売却収入	立木売却収入 △11,851 (△15,283のうち)
23	6	2	4	林業施設管理費	その他	△ 619	18	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △619
23	8	2	2	道路維持費	国県支出金	91,108	17	15	2	5	土木費国庫補助金	防災・安全交付金 10,108 臨時道路除雪事業費補助金 81,000
23	8	2	3	道路新設改良費	地方債	△ 13,600	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △12,600 (15,000のうち) 辺地対策事業債 △1,000
23	8	2	4	防災対策事業費	地方債	200	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 200 (15,000のうち)
23	8	3	1	河川維持費	地方債	△ 100	19	22	1	6	土木債	緊急浚渫推進事業債 △100
23	8	3	2	急傾斜地崩壊対策事業費	地方債	△ 5,200	19	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 △5,200
23	8	5	1	住宅総務費	国県支出金	△ 1,010	-	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 △740 (0のうち)
							17	16	2	6	土木費県補助金	木造住宅耐震改修等事業費補助金 △270
					地方債	27,400	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 27,400 (15,000のうち)

令和6年度 一般会計補正予算（第12号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
24	8	5	3	住宅建設費	国県支出金	740	－	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 740（0のうち）
					地方債	△ 1,000	19	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 △1,000
24	9	1	1	常備消防費	地方債	△ 20,800	19	22	1	7	消防債	過疎対策事業債 △20,500 合併特例事業債 △300
24	9	1	2	非常備消防費	地方債	△ 400	19	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △400
24	10	1	5	教育助成費	国県支出金	△ 907	18	16	3	5	教育費委託金	秋田型部活動支援事業委託金 △907
24	10	1	9	公立学校情報機器整備費	国県支出金	△ 1,794	17	15	2	7	教育費国庫補助金	公立学校情報機器整備費補助金 △1,794
24	10	2	1	学校管理費	国県支出金	△ 312	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △312（△249のうち）
					地方債	3,000	19	22	1	8	教育債	学校教育施設等整備事業債 3,000（△20,400のうち）
25	10	3	1	学校管理費	国県支出金	310	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 310（△249のうち）
					地方債	△ 12,400	19	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △9,400
							20					学校教育施設等整備事業債 △23,400（△20,400のうち）
							20					防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 20,400
25	10	4	3	学校建設費	国県支出金	△ 247	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △247（△249のうち）
					地方債	△ 3,400	19	22	1	8	教育債	合併特例事業債 △3,400（2,100のうち）
25	10	5	2	文化振興費	国県支出金	△ 8,127	17	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △8,127
25	10	5	3	公民館費	国県支出金	2,957	－	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 2,957（0のうち）
25	10	5	6	社会教育施設費	国県支出金	563	－	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 563（0のうち）
25	10	6	2	体育館費	地方債	5,500	19	22	1	8	教育債	合併特例事業債 5,500（2,100のうち）
25	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	187,953	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 187,953
					地方債	△ 165,100	20	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 △165,100
25	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	128,831	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 128,831
					地方債	△ 98,600	20	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 △98,600
26	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金	29,182	17	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 36,401
							17	15	2	8	災害復旧費国庫補助金	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 △7,787
							18	16	2	9	災害復旧費県補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 568
					地方債	△ 30,300	20	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 △30,300
26	11	3	1	その他公共施設公用施設 災害復旧費	地方債	△ 100	20	22	1	9	災害復旧事業債	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △100

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 6 年度北秋田市国民健康
保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和6年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第4号）

令和7年3月31日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

専決第 5 号

令和 6 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 0 4 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 4, 7 5 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河田 浩文

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		77,815	△5,095	72,720
	2 その他の診療収入	24,631	△5,095	19,536
3 繰入金		30,016	1,053	31,069
	1 他会計繰入金	30,016	1,053	31,069
歳入合計		108,798	△4,042	104,756

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		71,246	0	71,246
	1 施設管理費	71,246	0	71,246
2 医療費		36,552	△4,042	32,510
	1 医療費	36,552	△4,042	32,510
歳出合計		108,798	△4,042	104,756

令和6年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	77,815	△5,095	72,720
3 繰入金	30,016	1,053	31,069
歳入合計	108,798	△4,042	104,756

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	71,246	0	71,246			1,053	△1,053	
2 医 業 費	36,552	△4,042	32,510				△4,042	
歳 出 合 計	108,798	△4,042	104,756			1,053	△5,095	

2 歳 入

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 諸検査等収入	24,631	△5,095	19,536	1. 現年分	△5,095	諸検査等収入 △5,095
計	24,631	△5,095	19,536			

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	30,015	1,053	31,068	1. 一般会計繰入金	1,053	一般会計繰入金 1,053
計	30,016	1,053	31,069			
歳入合計	108,798	△4,042	104,756			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	71,246	0	71,246			1,053	△1,053			
計	71,246	0	71,246			1,053	△1,053			

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	36,552	△4,042	32,510				△4,042	10. 需用費	△4,042	医薬材料費	△4,042
計	36,552	△4,042	32,510				△4,042				
歳出合計	108,798	△4,042	104,756			1,053	△5,095				

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号 令和 6 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 4 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第4号）

令和7年3月31日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

専決第6号

令和6年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第4号）

令和6年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,942千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,655千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月31日 専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河田 浩文

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		103,329	△15,656	87,673
	1 外来収入	82,332	△6,323	76,009
	2 その他の診療収入	20,997	△9,333	11,664
3 国庫支出金		10,272	215	10,487
	1 国庫補助金	10,272	215	10,487
5 繰入金		118,774	8,499	127,273
	1 他会計繰入金	118,774	8,499	127,273
7 市債		40,100	△5,000	35,100
	1 市債	40,100	△5,000	35,100
歳入合計		274,597	△11,942	262,655

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		214,088	△2,750	211,338
	1 施設管理費	214,088	△2,750	211,338
2 医療費		40,222	△9,192	31,030
	1 医療費	40,222	△9,192	31,030
歳出合計		274,597	△11,942	262,655

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
へ き 地 医 療 機 器 整 備 事 業	千円 2,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。	千円 2,700	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
へ き 地 医 師 住 宅 整 備 事 業	37,700	〃	〃	〃	32,400	〃	〃	〃

令和6年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	103,329	△15,656	87,673
3 国庫支出金	10,272	215	10,487
5 繰入金	118,774	8,499	127,273
7 市債	40,100	△5,000	35,100
歳入合計	274,597	△11,942	262,655

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 総 務 費	214,088	△2,750	211,338	636	△5,300	8,499	△6,585		
2 医 業 費	40,222	△9,192	31,030	△421	300		△9,071		
歳 出 合 計	274,597	△11,942	262,655	215	△5,000	8,499	△15,656		

2 歳 入

1 款 診療収入

1 項 外来収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	12,340	△1,132	11,208	1. 現年分	△1,132	現年分 △1,132
2. 社会保険診療報酬収入	11,550	△3,226	8,324	1. 現年分	△3,226	現年分 △3,226
3. 一部負担金収入	11,583	△1,061	10,522	1. 現年分	△1,061	現年分 △1,061
4. 後期高齢者診療報酬収入	46,446	△1,094	45,352	1. 現年分	△1,094	現年分 △1,094
5. その他の診療報酬収入	413	190	603	1. 現年分	190	現年分 190
計	82,332	△6,323	76,009			

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

1. 諸検査等収入	20,997	△9,333	11,664	1. 現年分	△9,333	諸検査等収入 △9,333
計	20,997	△9,333	11,664			

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1. 医療施設等整備費補助金	10,272	215	10,487	1. 医療施設等整備費補助金	215	へき地診療所設備整備事業費補助金 215
計	10,272	215	10,487			

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	118,774	8,499	127,273	1. 一般会計繰入金	8,499	一般会計繰入金 8,499
計	118,774	8,499	127,273			

7 款 市債

1 項 市債

1. 診療所債	40,100	△5,000	35,100	1. 過疎対策事業債	△5,000	過疎対策事業債 △5,000
計	40,100	△5,000	35,100			
歳入合計	274,597	△11,942	262,655			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	214,088	△2,750	211,338	636	△5,300	8,499	△6,585	12. 委託料	△770	医師住宅解体工事設計業務委託

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	40,222	△9,192	31,030	△421	300		△9,071	10. 需用費	△9,148	医薬材料費 △9,148
								17. 備品購入費	△44	医科用備品 △44
計	40,222	△9,192	31,030	△421	300		△9,071			
歳出合計	274,597	△11,942	262,655	215	△5,000	8,499	△15,656			

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号 令和 6 年度北秋田市立米内沢
診療所特別会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）

令和7年3月31日専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河 田 浩 文

専決第7号

令和6年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）

令和6年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,784千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日 専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河田 浩文

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		141,260	△17,029	124,231
	2 その他の診療収入	43,110	△17,029	26,081
3 繰入金		74,723	△1,755	72,968
	1 他会計繰入金	74,723	△1,755	72,968
歳入合計		216,556	△18,784	197,772

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医 業 費		57,035	△13,511	43,524
	1 医 業 費	57,035	△13,511	43,524
3 公 債 費		16,442	△5,273	11,169
	1 公 債 費	16,442	△5,273	11,169
歳 出 合 計		216,556	△18,784	197,772

令和6年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	141,260	△17,029	124,231
3 繰入金	74,723	△1,755	72,968
歳入合計	216,556	△18,784	197,772

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	57,035	△13,511	43,524			△1,755	△11,756
3 公 債 費	16,442	△5,273	11,169				△5,273
歳 出 合 計	216,556	△18,784	197,772			△1,755	△17,029

2 歳 入

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 諸検査等収入	43,110	△17,029	26,081	1. 現年分	△17,029	現年分 △17,029
計	43,110	△17,029	26,081			

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	74,723	△1,755	72,968	1. 一般会計繰入金	△1,755	一般会計繰入金 △1,755
計	74,723	△1,755	72,968			
歳入合計	216,556	△18,784	197,772			

3 歳 出

2 款 医業費

1 項 医業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 医業費	57,035	△13,511	43,524			△1,755	△11,756	10. 需用費	△13,511	医薬材料費	△13,511
計	57,035	△13,511	43,524			△1,755	△11,756				

3 款 公債費

1 項 公債費

1. 元金	15,593	△4,879	10,714				△4,879	22. 償還金、利子 及び割引料	△4,879	長期債元金 △4,879
2. 利子	849	△394	455				△394	22. 償還金、利子 及び割引料	△394	長期債利子 △394
計	16,442	△5,273	11,169				△5,273			
歳出合計	216,556	△18,784	197,772			△1,755	△17,029			

議案第42号

北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年4月23日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく職員派遣に関し、市が支給することができる給与の範囲を拡大するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年北秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「住居手当」の次に「、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当、単身赴任手当、初任給調整手当」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により支給する給与に関する北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。

第5条中「北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第8条中「住居手当」の次に「、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当、単身赴任手当、初任給調整手当」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により支給する給与に関する北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第38号）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(派遣職員の給与の種類) 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち、地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、初任給調整手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 <u>2 前項の規定により支給する給与に関する北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体における業務に従事する本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。</u> (職務に復帰した職員に関する北秋田市職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する<u>給与条例</u> <u>第34条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</u> (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類) 第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第	(派遣職員の給与の種類) 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち、地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当_____ ____、期末手当_____及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (職務に復帰した職員に関する北秋田市職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する<u>北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「給与条例」という。）</u>第34条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。 (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類) 第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第

改正後	改正前
2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、初任給調整手当</u>及び寒冷地手当を支給することができる。 <u>2 前項の規定により支給する給与に関する北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第38号）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。</u>	2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当_____ _____, 期末手当_____ ____及び寒冷地手当を支給することができる。

議案第 43 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 1， 4 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4， 5 9 8， 0 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 2 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		196,605	△91,610	104,995
	2 負担金	195,508	△91,610	103,898
15 国庫支出金		2,700,536	21,411	2,721,947
	2 国庫補助金	1,258,191	21,411	1,279,602
19 繰入金		1,348,620	255,400	1,604,020
	2 基金繰入金	1,311,828	255,400	1,567,228
21 諸収入		342,688	276,233	618,921
	4 受託事業収入	159,930	△1,364	158,566
	5 雑収入	80,382	277,597	357,979
歳入合計		24,136,597	461,434	24,598,031

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,233,113	2,020	6,235,133
	2 児 童 福 祉 費	1,821,103	2,020	1,823,123
7 商 工 費		905,201	471,308	1,376,509
	1 商 工 費	905,201	471,308	1,376,509
10 教 育 費		2,162,131	△11,894	2,150,237
	1 教 育 総 務 費	500,509	△223	500,286
	2 小 学 校 費	249,792	△6,565	243,227
	3 中 学 校 費	143,911	△4,847	139,064
	4 義 務 教 育 学 校 費	34,961	△1,344	33,617
	5 社 会 教 育 費	719,020	585	719,605
	6 保 健 体 育 費	513,938	500	514,438
歳 出 合 計		24,136,597	461,434	24,598,031

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	196,605	△91,610	104,995
15 国庫支出金	2,700,536	21,411	2,721,947
19 繰入金	1,348,620	255,400	1,604,020
21 諸収入	342,688	276,233	618,921
歳入合計	24,136,597	461,434	24,598,031

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	6,233,113	2,020	6,235,133	1,346			674	
7 商 工 費	905,201	471,308	1,376,509	20,580		277,820	172,908	
10 教 育 費	2,162,131	△11,894	2,150,237	△515		△93,197	81,818	
歳 出 合 計	24,136,597	461,434	24,598,031	21,411		184,623	255,400	

2 歳 入

13款 分担金及び負担金

2 項 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7. 教育費負担金	111,896	△91,610	20,286	1. 保健体育費負担金	△91,610	学校給食費負担金 (現年度分 鷹巣) △58,168 学校給食費負担金 (現年度分 森吉) △33,442
計	195,508	△91,610	103,898			

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	185,683	20,580	206,263	1. 総務管理費補助金	20,580	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,580
2. 民生費国庫補助金	422,181	1,346	423,527	2. 児童福祉費補助金	1,346	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,346
7. 教育費国庫補助金	32,112	△515	31,597	1. 学校教育費補助金	△515	特別支援教育就学奨励費補助金 △515
計	1,258,191	21,411	1,279,602			

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	856,051	255,400	1,111,451	1. 財政調整基金繰入金	255,400	財政調整基金繰入金 255,400
計	1,311,828	255,400	1,567,228			

21款 諸収入

4 項 受託事業収入

6. 教育費受託事業収入	7,827	△1,364	6,463	1. 教育費受託事業収入	△1,364	給食費受託事業収入 △1,364
計	159,930	△1,364	158,566			

21款 諸収入

5 項 雑入

3. 雑入	80,380	277,597	357,977	1. 雑入	277,597	あきたリフレッシュ学園個人負担金 △238 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 15 プレミアム付応援チケット販売収入 277,820
計	80,382	277,597	357,979			
歳入合計	24,136,597	461,434	24,598,031			

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	1, 191, 868	2, 020	1, 193, 888	1, 346			674	18. 負担金、補助及び交付金	2, 020	地域こどもの生活支援強化事業補助金 2, 020
計	1, 821, 103	2, 020	1, 823, 123	1, 346			674			

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工振興費	204,091	446,871	650,962			277,820	169,051	7. 報償費	500	謝礼 500
								8. 旅費	714	職員旅費 714
								10. 需用費	50	印刷製本費 50
								11. 役務費	111	通信運搬費 101 手数料 10
								12. 委託料	443,896	プレミアム付応援チケット事業委託 436,218 農産品等売り込み支援委託 7,678
								18. 負担金、補助及び交付金	1,600	販売促進事業費補助金 1,600
5. 観光費	194,299	24,437	218,736	20,580			3,857	12. 委託料	24,437	宿泊事業者等支援事業委託 24,437
計	905,201	471,308	1,376,509	20,580		277,820	172,908			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

7. 学童研修センター運営費	15,554	△223	15,331			△223		10. 需用費	△223	食糧費 △215 賄材料費 △8
計	500,509	△223	500,286			△223				

10 款 教育費

2 項 小学校費

3. 教育振興費	18,622	△6,565	12,057	△260			△6,305	19. 扶助費	△6,565	扶助費 △6,565
計	249,792	△6,565	243,227	△260			△6,305			

10 款 教育費

3 項 中学校費

3. 教育振興費	14,724	△4,847	9,877	△167			△4,680	19. 扶助費	△4,847	扶助費 △4,847
----------	--------	--------	-------	------	--	--	--------	---------	--------	------------

10款 教育費

3 項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	143, 911	△4, 847	139, 064	△167			△4, 680			

10款 教育費

4 項 義務教育学校費

3. 教育振興費	4,094	△1,344	2,750	△88			△1,256	19. 扶助費	△1,344	扶助費	△1,344
計	34,961	△1,344	33,617	△88			△1,256				

10款 教育費

5 項 社会教育費

3. 公民館費	130,104	585	130,689				585	1. 報酬	520	委員報酬	520
								8. 旅費	29	費用弁償	29
								10. 需用費	11	消耗品費	11
								11. 役務費	9	通信運搬費	9
								12. 委託料	16	折込委託	16
計	719,020	585	719,605				585				

10款 教育費

6 項 保健体育費

4. 学校給食費	351,642	500	352,142			△92,974	93,474	18. 負担金、補助 及び交付金	500	北秋田市小中学校等児童生徒学校給食費補助金	500
計	513,938	500	514,438			△92,974	93,474				
歳出合計	24,136,597	461,434	24,598,031	21,411		184,623	255,400				

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.375ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	その他の手当内訳 通勤手当 86 千円
	議 員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の 特 別 職	1,600	117,878	0	0	0	0	0	117,878	40	117,918	
	計	1,621	183,974	25,560	28,827	0	171	86	238,618	30,105	268,723	
補 正 前	長 等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	
	議 員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の 特 別 職	1,580	117,358	0	0	0	0	0	117,358	40	117,398	
	計	1,601	183,454	25,560	28,827	0	171	86	238,098	30,105	268,203	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	20	520	0	0	0	0	0	520	0	520	
	計	20	520	0	0	0	0	0	520	0	520	

令和7年度 一般会計補正予算（第1号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
7	3	2	2	児童措置費	国県支出金	1,346	6	15	2	2	民生費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,346
7	7	1	2	商工振興費	その他	277,820	6	21	5	3	雑入	プレミアム付応援チケット販売収入 277,820
7	7	1	5	観光費	国県支出金	20,580	6	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,580
7	10	1	7	学童研修センター運営費	その他	△ 223	6	21	5	3	雑入	あきたリフレッシュ学園個人負担金 △238 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 15
7	10	2	3	教育振興費	国県支出金	△ 260	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △260 (△515のうち)
7	10	3	3	教育振興費	国県支出金	△ 167	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △167 (△515のうち)
8	10	4	3	教育振興費	国県支出金	△ 88	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △88 (△515のうち)
8	10	6	4	学校給食費	その他	△ 92,974	6	13	2	7	教育費負担金	学校給食費負担金（現年度分 鷹巣） △58,168 学校給食費負担金（現年度分 森吉） △33,442
							6	21	4	6	教育費受託事業収入	給食費受託事業収入 △1,364

同意第 2 号

北秋田市教育委員会委員の任命について

北秋田市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	まきなえ たかし 蒔 苗 隆

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市教育委員会委員について、1 名の任期が令和 7 年 5 月 13 日をもって満了となることから、任命について提案するものである。

同意第 3 号

北秋田市監査委員の選任について

北秋田市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	しばた よしのり 柴田 榮則

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市監査委員について、1 名の任期が令和 7 年 5 月 12 日をもって満了となることから、選任について提案するものである。

同意第 4 号

北秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

北秋田市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第 3 項の規定に基づき議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	あかいし としのり 赤石 利法
	しばた あきひろ 柴田 明弘

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市固定資産評価審査委員会委員について、2 名の任期が令和 7 年 5 月 15 日をもって満了となることから、選任について提案するものである。

同意第 5 号

北秋田市綴子財産区管理委員の選任について

北秋田市綴子財産区管理委員に下記の者を選任したいので、北秋田市綴子財産区管理条例（平成17年北秋田市条例第283号）第3条の規定に基づき議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	おおた ひょういち 太田 兵一
	ふじしま かつまさ 藤島 勝政
	みさわ ひでお 三沢 秀夫
	はたけやま きくお 畠山 喜久雄
	なみおか まさゆき 浪岡 正幸
	さとう ひとし 佐藤 整
	みさわ あきら 三沢 晃

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市綴子財産区管理委員の任期が令和 7 年 6 月 22 日をもって満了となることから、後任の選任について提案するものである。

同意第 6 号

北秋田市七日市財産区管理委員の選任について

北秋田市七日市財産区管理委員に下記の者を選任したいので、北秋田市七日市財産区管理条例（平成17年北秋田市条例第284号）第3条の規定に基づき議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	はたけやま 畠 山 てつお 鉄 男
	ちば 千 葉 かずなが 一 永
	さとう 佐 藤 かずひろ 一 博
	くしま 九 嶋 かつはる 勝 春
	おおかわ 大 川 まさなお 正 直
	ながき 長 岐 まさる 勝
	さとう 佐 藤 としたか 利 隆

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市七日市財産区管理委員の任期が令和 7 年 5 月 17 日をもって満了となることから、後任の選任について提案するものである。

同意第 7 号

北秋田市前田財産区管理委員の選任について

北秋田市前田財産区管理委員に下記の者を選任したいので、北秋田市前田財産区管理条例（平成17年北秋田市条例第362号）第 3 条の規定に基づき議会の同意を求める。

住 所	氏 名
	たなか ひろみ 田中 廣実

令和 7 年 4 月 23 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市前田財産区管理委員に 1 名の欠員が生じたため、後任の選任について提案するものである。

